

草木類（生木含む）処理業務契約書（案）

発注者 _____（以下「発注者」という。）と受注者 _____（以下「受注者」という。）とは、草木類（生木含む）処理業務について次のとおり契約する。

（業務内容）

第1条 別紙に掲げる学校から排出される草木類（生木含む）の収集運搬処理業務

- 2 受注者は発注者の要請に従って、双方事前協議の上、安全かつ衛生的に処理業務にあたるものとする。
- 3 受注者は草木類（生木含む）の処理にあたり、堆肥化・チップ化等の再資源化を行うものとする。
- 4 天災その他やむを得ない事情により本業務が遂行できない場合は、発注者と協議し、発注者の指示に従うものとする。

（契約期間）

第2条 本契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（処理手数料）

第3条 第1条の処理業務に係る手数料の単価は、次のとおりとする。

	単価（消費税及び地方消費税を含まない）
処理単価	円/kg
収集運搬単価	円/台

- 2 受注者はその月の最後の業務が完了したときは、当該月分の草木類の処理数量及び収集運搬回数により前項に基づき算出した処理手数料を翌月10日までに発注者に請求するものとする。尚、請求の際には、草木類の処理年月日及び数量が記載された計量票等を添付するものとする。
- 3 発注者は前項による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に処理手数料を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 浦添市契約規則第6条の規定による。

（処理業務の内容変更）

第5条 発注者は、この契約締結後に事情により処理業務の全部又は一部を変更することができる。この場合において処理手数料又は期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（使用車両の報告）

第6条 受注者は収集運搬に適している車両（4tユニック車以上）を使用することとし、業務開始前に発注者に報告するものとする。

また、使用車両を変更する場合も同様とする。

（事前連絡等）

第7条 発注者は、各校の回収予定日・回収場所等を10日前までに受注者に連絡するものとする。受注者は、発注者から連絡があった後、回収予定日の2日前までに、フレコンバック（トン袋）を当該予定校へ事前に配布するものとする。

- (1) フレコンバック（トン袋）は1回あたり、おおむね25袋配布すること。
- (2) フレコンバック（トン袋）及びその配布に係る費用は、受注者の負担とする。
- (3) 配布後に、使用せず余ったフレコンバック（トン袋）は、草木類の回収時に受注者に返却する。

(処理業務の確認等)

第8条 受注者は、特別な場合を除き、原則として学校長の立会いのうえ処理しなければならない。

2 受注者は、処理業務において常に安全を確保し、処理業務に支障が生じた場合は、直ちにその旨を学校長へ報告するものとする。

3 発注者は、必要があるときは、受注者に対して処理状況について調査又は報告を求めることができる。

(業務の譲渡禁止)

第9条 受注者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(発注者の損害賠償請求等)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この業務に契約不適合があるとき。

(3) 第12条又は第13条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第13条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第11条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した

時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定に違反して業務債権を譲渡したとき。
- (2) 第9条の但し書き規定による譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務債権を譲渡したとき。
- (10) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第14条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第12条各号又は第13条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第12条又は第13条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過し

た時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 別紙仕様書を変更したため業務費用が3分の2以上減少したとき。
- (2) 暴風、豪雨、地震、洪水、火災、騒乱、暴動その他自然的若しくは人為的事象により業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、処理業務に関して、適切な処理に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不可能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 履行の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第20条 発注者は、業務内容に関し、業務の報告を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、業務に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(協議)

第21条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議の上これを定める。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者

住所
商号
氏名